

青森県内市町村統合型校務支援システム
環境構築・運用保守業務の共同調達に係る仕様書

令和7年7月

青森県 GIGA スクール推進協議会

目次

第1章 概要	2
1. 基本事項	2
2. 調達における方針	2
3. 調達範囲	4
4. 契約期間・想定スケジュール	5
5. 予定される参入時期とユーザの規模	5
第2章 仕様	8
1. パブリッククラウド	8
2. 統合型校務支援システム（EDUCOM マネージャーC4th）	8
3. 統合認証基盤	9
4. バックアップについて	9
5. データ暗号化	9
6. クライアントパソコン等の設定	9
7. ネットワーク	9
8. 可用性	10
9. 性能・拡張性	10
第3章 構築	11
1. プロジェクト管理	11
2. 設計	11
3. 試験計画及び試験結果報告	11
4. 構築試験及び構築作業	12
第4章 導入支援	13
1. データ移行・登録支援	13
2. 研修	13
3. 操作マニュアル	14
第5章 運用・保守	15
1. 運用保守	15
2. 定例会等	16
第6章 各市町村の現況について	17
1. 既存のネットワーク環境における留意事項	17
2. 各種サービス等	17
3. 保健管理システム	17
4. 保護者連絡ツール	17
第7章 拡張性・発展性・将来性に関する提案	18

第1章 概要

1. 基本事項

1.1 背景

教職員の働き方改革に向けて校務 DX が求められている中であって、青森県内における市町村の統合型校務支援システムの整備率は、令和6年3月時点で50%未満と導入整備が進んでいない状況である。また、既に統合型校務支援システムが導入されている市町村においても、仕様の異なるシステムが混在し、学校による校務事務に差異があることや、教職員の異動によって操作等への理解が引き継がれず、運用に支障をきたすなどの課題が存在している。

このような課題を解決するために、令和7年2月に青森県内市町村統合型校務支援システム選定企画提案競技を実施し、青森県 GIGA スクール推進協議会（以下「協議会」という。）推奨のシステムとして「EDUCOM マネージャーC4th」（以下「C4th」という。）を選定し、青森県内市町村（以下「市町村」という。）において統一した統合型校務支援システムの整備を推進することとした。

1.2 目的

協議会推奨の統合型校務支援システム「C4th」を整備するに当たり、学校業務の効率化や各種帳票の統一、情報の一元管理等を図ることにより、教職員の負担軽減や教育活動の質を向上させることを目的として、次世代校務 DX に向けた統合型校務支援システムのクラウド環境の構築や運用保守業務について共同調達を行うものである。

1.3 業務内容

- (1) 統合型校務支援システム「C4th」を構築するパブリッククラウド基盤構築・運用保守
- (2) 統合型校務支援システム「C4th」の構築・運用保守
- (3) 統合型校務支援システム「C4th」への接続及び他システムとの連携に要する統合認証基盤の構築・運用保守
- (4) 統合認証基盤への接続を安全に行うために必要なセキュリティ対策
- (5) (1)～(4)の運用に当たって必要な各種研修の実施、ヘルプデスク業務及び学校の運用サポート

1.4 令和7年度参加自治体

弘前市、黒石市、十和田市、鱒ヶ沢町、中泊町、野辺地町、おいらせ町、横浜町、西目屋村以上9自治体

2. 調達における方針

2.1 契約主体及び契約等に関する基本的な考え方

- (1) 調達主体は協議会とする。
- (2) 参加する市町村は、合意書により本共同調達に係る基本方針について締結する。
- (3) 参加する市町村は、統合型校務支援システム環境構築及び運用保守に係る業務内容並びに経費負担について協定を締結する。
- (4) 契約は原則市町村と事業者が締結することとするが、パブリッククラウド等、契約を県がまとめることでメリットがある場合においては、その詳細を提案してもよい。ただし、費用の請求は県を介さず、各市町村に対し行うことを必須とする。

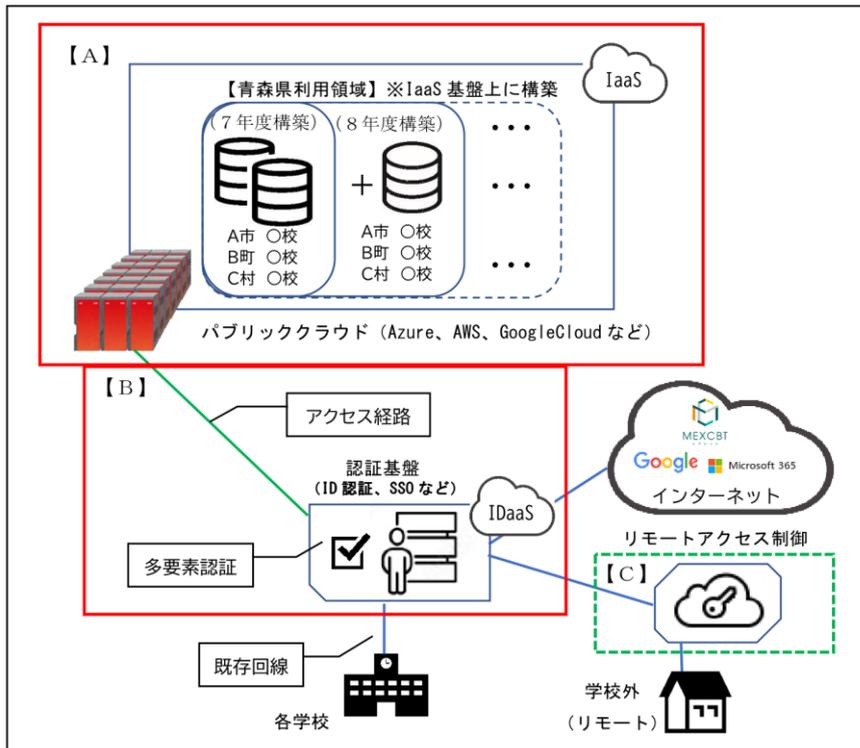
- (5) 統合型校務支援システム環境構築及び運用保守業務の経費負担については、市町村ごとの按分を想定しているため最適な方法を提案すること。

2.2 前提条件

- (1) 市町村の公立小・中学校及び義務教育学校への統合型校務支援システム環境構築及び運用保守業務について適用する。
- (2) 協議会推奨の統合型校務支援システム「C4th」のクラウド環境を IaaS 形式でパブリッククラウド上に構築し、運用保守業務を行うこと。統合型校務支援システムに求める機能（グループウェア、ダッシュボード機能等含む）及び帳票に関する要件は、青森県内市町村統合型校務支援システム選定企画提案競技で示した内容とする。
- (3) 文部科学省の「GIGA スクール構想の下での校務 DX について～教職員の働きやすさと教育活動の一層の高度化を目指して～」(令和5年3月8日)及び「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和7年3月)」に準拠したものとすること。
- (4) IaaS 型パブリッククラウド環境の統合型校務支援システム(以下「システム」という。)は、以下の環境での動作を保証すること。ただし、本システムの利用期間中においてメーカーサポートが切れたものは対象外とする。
- ・ OS : Windows10 以上
 - ・ ブラウザ : Microsoft Edge、Windows 版 Google Chrome
 - ・ その他 : Adobe Reader DC、Microsoft Word/Excel 2016 以降
- (5) インターネットから直接アクセス可能な構成となるため、統合型校務支援システムへのアクセスについては必要十分なセキュリティ対策を導入すること。なお、市町村におけるネットワークの変更作業については、本調達の責任範囲外である。
- (6) 本システムは、学校等に敷設したインターネット回線から接続可能なネットワーク構成とすること。
- (7) 本システムへの接続条件や標準的なセットアップ方法を記載したマニュアルを提供すること。
- (8) 構成する機能間で可能な限りデータ連携を行うこと。
- (9) 市町村の公立小・中学校及び義務教育学校に統合型校務支援システムを提供するために必要となる設定・調整費、機能単体試験・総合試験費、クラウド利用費、保守費、研修及び説明会開催費、運用サポート費等は、各市町村との契約による請負金額の範囲で処理すること。
- (10) 付随的に生じた事項は全て、該当公立小・中学校及び義務教育学校の担当職員及び該当教育委員会の担当職員と協議し、その指示に従い、各市町村との契約による請負金額の範囲で処理すること。
- (11) 機能や帳票等のカスタマイズは、本県の特性に適合させるための最低限の内容のみを行うものとする。
- (12) 法の改正等による様式変更等に対しては、原則無償で対応すること。

3. 調達範囲

3.1 全体構成



※市町村においては、教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン等を参考に、適切な情報セキュリティを確保することとしている。

3.2 調達範囲

- (1) 調達範囲は、「3.1 全体構成」図の「IaaS 型パブリッククラウド環境の統合型校務支援システム」(【A】赤枠部分)及び「統合認証基盤」(【B】赤枠部分)の部分とし、周辺システム、統合認証基盤及びセキュリティ対策以外の要素技術は本調達の範囲外とする。ただし、システム利用者に係る端末への設定等は含めることとする。
- (2) 調達範囲については次のとおりとする。(構築に係る環境整備を含む。)
 - ・パブリッククラウド
 - ・統合型校務支援システム構築及びデータ移行支援業務
 - ・システムへのデータ登録支援業務
 - ・統合認証基盤構築
 - ・パブリッククラウド、統合型校務支援システム及び統合認証基盤のセキュリティ対策
 - ・研修業務
 - ・上記に係る運用保守及びヘルプデスク業務
- (3) 学校外からの利用(【C】緑枠部分)を希望する市町村においては、個別協議の上で導入を検討できるようにすること。また、ネットワーク構築に関しては、関連業者と連携・調整を図ること。

4. 契約期間・想定スケジュール

4.1 契約期間

システムの運用開始日を令和8年4月1日とし、それまでに、システム設計・構築、データ登録、試行運用及び各種研修を実施するものとする。システムの設計及び構築に係る契約期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

システムの利用期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日(60ヶ月)までとし、希望する市町村が順次導入する形態を想定するため、契約締結日及び契約期間は各市町村が参加するタイミングによって異なる。

4.2 想定スケジュール

令和7年度に9つの自治体においてクラウド環境への構築を行い、令和8年度から運用を開始する。スケジュールは以下のように想定しているが、円滑にシステムの運用を開始できるよう配慮し、全行程を通じて無理のないスケジュール及び体制とし、具体的なスケジュールを提案すること。また、有益な案があれば提案すること。

スケジュール	令和7年度												令和8年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～
設計・開発					★契約 要件定義・設計					データ登録			
運用・保守													★契約 運用・保守

※令和9年度以降、導入を希望する市町村が順次参加し、運用を開始する予定である。

5. 予定される参入時期とユーザの規模

予定される市町村の参入時期と想定ユーザの想定を示す。

※学校数は、令和8年4月時点で統合等を考慮して算出した見込み数である。義務教育学校は、1校として算出している。

※児童生徒数、教職員数は、令和7年5月1日時点のものである。

※ここで示す学校数、児童生徒数、教職員数は予定しているものであり、今後変更することがある。

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	時期検討中
自治体数(重複あり)		9	9	3	4	6
学校数 (校)	小学校	56	38	7	7	57
	中学校	35	23	6	4	34
	義務教育学校	0	0	0	1	0
	合計	91	61	13	12	91
児童生徒数(人)		17,303	10,900	2,142	2,131	17,915
教職員数(人)		1,816	1,195	239	242	1,727

うち、令和8年4月に運用開始する自治体は以下のとおりである。

市町村名	小学校数（校）	中学校数（校）	児童生徒数（人）	教職員数（人）
弘前市	32	16	9,552	994
黒石市	4	2	1,844	157
十和田市	13	9	3,724	400
鱒ヶ沢町	2	1	378	50
中泊町	1	2	217	37
野辺地町	2	1	631	65
おいらせ町	0	3	682	70
横浜町	1	1	210	30
西目屋村	1	0	65	13

令和7年6月現在、市町村が希望している運用開始予定年度は以下のとおりである。

令和9年度

市町村名	小学校数（校）	中学校数（校）	児童生徒数（人）	教職員数（人）
五所川原市	10	6	2,968	315
つがる市	7	5	1,643	218
三沢市	6	5	2,774	261
板柳町	1	0	308	29
大鰐町	1	1	374	38
七戸町	3	2	800	97
おいらせ町	5	0	1,377	113
六ヶ所村	4	3	570	96
新郷村	1	1	86	28

令和10年度

市町村名	小学校数（校）	中学校数（校）	児童生徒数（人）	教職員数（人）
藤崎町	3	2	1,018	102
田子町	1	1	218	26
南部町	3	3	906	111

令和11年度

市町村名	小学校数（校）	中学校数（校）	義務教育学校数（校）	児童生徒数（人）	教職員数（人）
五戸町	3	1	0	823	118
階上町	4	2	0	783	97
板柳町	0	1	0	237	27
中泊町	0	0	1	288	未定

時期検討中

市町村名	小学校数（校）	中学校数（校）	児童生徒数（人）	教職員数（人）
八戸市	41	24	15,094	1,324
平川市	8	4	1,985	226
外ヶ浜町	2	2	148	40
深浦町	3	2	257	69
大間町	2	1	272	39
蓬田村	1	1	159	29

※市町村の状況により、年度途中からの運用開始もあり得る。

※市町村の状況により、環境構築と運用開始が同年度になることもあり得る。

※上記以外の市町村の参加については未定である。

第2章 仕様

本システム構成に係る調達範囲は、事業者が用意するパブリッククラウド上に構築する統合型校務支援システム「C4th」及び統合認証基盤、ネットワーク回線及び利用者の端末の整備は調達範囲に含まない。

ただし、本システムへ接続するためのネットワーク回線及び利用者の端末が有することが望ましい機能の水準等に関して、文部科学省の「GIGA スクール構想の下での校務 DX について～教職員の働きやすさと教育活動の一層の高度化を目指して～」及び「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和7年3月)」の観点から最適なものとなるよう、各項目について、具体的な対応内容を提案すること。また、有益な案があれば提案すること。

1. パブリッククラウド

- (1) 日本国内にある、本県から最も近いリージョンであること
- (2) 事前に定義した不正アクセスパターンとマッチングすることにより、不正なアクセスを検知 (IDS : Intrusion Detection System) 及び遮断 (IPS : Intrusion Prevention System) する仕組みを導入すること。
- (3) DDoS (Distributed Denial of Service) 対策を講じること。
- (4) 統合型校務支援システム等のシステムに対し、マルウェア対策を講じること。
- (5) 統合型校務支援システムが稼働する VM (Virtual Machine) はディスク暗号を講じること。
- (6) 事前に定義した不正アクセスパターンとマッチングすることにより、統合型校務支援システムの Web アプリケーションの脆弱性対策 (WAF : Web Application Firewall) をするとともに、不正なアクセスを監視し、攻撃とみなしたアクセスをブロックする対策 (WAF) について、必要に応じて提案すること。
- (7) 統合型校務支援システム等のシステムに対して、保守アクセス (リモートメンテナンス) を実施するため、安全な経路による接続ができる機能を講じること。

2. 統合型校務支援システム (EDUCOM マネージャーC4th)

- (1) 各学校で利用する機能や帳票については仕様を統一するものとする。ただし、本県の独自性や特色を損なわないよう構築業務委託期間において協議会に諮り、本調達費用範囲内でカスタマイズを協議するものとする。
- (2) データ量の増加、将来的な機能拡張に伴うシステム拡張の容易性を担保できるシステムとする。
- (3) 追加提案された「連絡・共有」機能や「施設・備品予約」機能等は原則として利用できるよう講じること。
- (4) 保護者連絡システムについて、以下のとおりの構成とし可能な範囲でデータ連携を可能とすること。

tetoru	弘前市、黒石市、十和田市、鱒ヶ沢町、中泊町、野辺地町、おいらせ町、横浜町
さくら連絡網	西目屋村

- (5) 有償オプション「スクールライフノート」の運用予定は以下のとおりである。

十和田市、中泊町

- (6) 統合型校務支援システム「C4th」の機能や設定に関する疑問点及び株式会社 EDUCOM への見積取得等については、株式会社 EDUCOM に連絡すること。また、クラウド上への統合型校務支援システム「C4th」構築に関する技術的実現性に関する疑問点についても株式会社 EDUCOM に連絡すること。

3. 統合認証基盤

- (1) 統合型校務支援システムやクラウドツールが統合認証基盤と連携し、SSO が可能であること。
- (2) 統合型校務支援システム「C4th」等へのアクセス制御の仕組みを提案すること。多要素認証を提案する場合は、教職員の私物（スマートフォン等）を使用せず実現すること。
- (3) 認証のログを保存でき、適切な権限をもつ者が閲覧できること。
- (4) 市町村ごとにグループ分けしてアカウント管理ができること。
- (5) OneRoster ver.1.2 Japan Profile に準拠して、学習 e-ポータル等との連携を含むアカウント管理ができることが望ましい。

4. バックアップについて

- (1) バックアップは、最低でも日次で取得すること。
- (2) バックアップ手法及び範囲は、事業者の提案事項とする。
- (3) バックアップのデータのリストに当たっては、データの安全性を保証すること。
- (4) 災害等の有事に備え、主となるデータセンター以外にバックアップを行うデータセンターを遠隔地に有していること。

5. データ暗号化

- (1) クラウド上で利用される個人情報や校務データのような機微情報については、情報漏洩や攻撃者の脅威に対するデータ保護の観点としてディスク暗号化・通信経路の暗号化を実施すること。
- (2) データ暗号化について、協議会と設計・構築・運用中も協議しつつ、教職員の業務への影響を考慮しながら検討・検証・設定すること。

6. クライアントパソコン等の設定

- (1) クライアントがシステムに接続するために必要なパソコン等の条件を提示すること。
- (2) パソコン等からシステムに接続するために必要な設定方法等を記した標準的なマニュアルを提供すること。
- (3) パソコン等のセットアップ時の利用者からの問合せに対応すること。

7. ネットワーク

- (1) システムへの接続は、原則既存のネットワーク環境からとする。
- (2) システムに接続する際に、端末及びネットワーク機器の設定変更等が必要となる場合には、市町村と十分な調整を行うこと。

8. 可用性

- (1) 仮想化技術並びに高可用性機能を利用した24時間365日利用可能なシステム及びネットワーク構成を基本とすること。
- (2) 年間のシステム稼働率は、メンテナンス作業等を除いて99.9%を目標とすること。
- (3) 信頼性の高い製品、技術を採用すること。市場における標準的製品、標準的技術を採用すること。
- (4) システムの構成等について、障害発生時を想定し、予備機への切り替え運用等の対応について提案すること。また、システム停止や故障発生により通信が停止し継続運用ができなくなった場合、速やかに復旧を図ること。復旧のためバックアップデータのリストアが伴う場合も含まれる。

9. 性能・拡張性

- (1) 将来の利用学校増加や利用者増に向けてスケールアウトを前提とすること。
- (2) 将来導入される他システムの連携に柔軟かつ低コストで対応できるように考慮すること。
- (3) 技術の進展に柔軟かつ低コストで対応できるよう、広く利用されている国際的な標準に基づく技術を採用すること。
- (4) 通信上のレスポンス低下等、システムの性能面で不測な状態が発生した場合は、市町村に報告の上、原因を究明するとともに、性能低下や性能不測に陥った原因が設計上の不備であった場合については、事業者の費用負担で是正措置を講ずること。
- (5) 学校現場での教育 ICT 化や教育 DX が急速に進んでいくことを考慮した拡張計画を検討し、協議会と協議の上、システム全体の設計を実施すること。
- (6) 統合型校務支援システムの様式変更等が必要となった場合には、随時対応すること。また、国の制度改正や法令改定等による様式変更やシステム改修の必要性が生じた場合は、追加コストが発生することなく、速やかに改修を実施すること。

第3章 構築

本仕様に基づき、システム設計・構築を行うこと。また、システムを構築するに当たって、Microsoft 365等の汎用クラウドサービスの導入を提案する場合、独自ドメインの取得等の当該サービスを導入するための経費を適切に計上するとともに、市町村によっては既に別途契約を行っている場合があること、当該契約に係る契約期間が、統合型校務支援システム等の契約期間と異なる場合があることを考慮し、市町村の状況に応じて、過渡期的な対応が可能となる選択肢を提案すること。また、当該サービスに係る経費を本事業に含めるか否かについて、別途、市町村と協議すること。

1. プロジェクト管理

- (1) 事業者は、スケジュールを遵守し、システムの品質が守れるよう十分な体制を整えること。
- (2) システムの設計・構築から運用・保守における具体的な体制やスケジュール等に関して計画を作成し、計画に基づいた進捗管理及び品質管理、課題管理等を実施すること。
- (3) プロジェクトの進捗状況を協議会事務局に定例会を設けて報告すること。定例会は対面で行うこととするが、必要に応じてオンラインも含めたハイブリッド形式で行うこと。旅費等の費用は事業者にて負担すること。
- (4) 事業者は、体制上の構成員に対して、情報セキュリティ研修や情報セキュリティに関する点検等を実施し、個人情報の保護に関する法律等を遵守すること。
- (5) 事業者は、統合型校務支援システムを提供する株式会社 EDUCOM 及び協力事業者と必要に応じて協議を行い、本プロジェクトが円滑に進捗するよう管理すること。
- (6) 調達範囲、仕様や要件、作業スケジュール等の確認や調整が必要な場合は、速やかに協議会または関係市町村と調整・協議を図ること。
- (7) 設計・構築業務の完了時に、要件定義書、設計書、システム操作・運用マニュアル、運用保守体制等の書類を納品すること。紙媒体及び電子媒体の両方で納品すること。

2. 設計

- (1) 事業者は、本仕様書及び協議会並びに市町村との協議に基づいて本システムの設計を行うこと。
- (2) システム開発に必要な環境は事業者にて用意すること。

3. 試験計画及び試験結果報告

- (1) 単体試験及び総合試験を実施する場合には、事業者は試験計画書を協議会へ提出し、承諾を受けること。また、必要に応じて関係市町村と協議すること。
- (2) 単体試験及び総合試験を実施した場合には、事業者は試験結果報告書を協議会へ提出すること。また、必要に応じて関係市町村へも提出すること。
- (3) 試験計画書及び試験結果報告書を作成する場合には、その内容について、事前に協議会と協議すること。また、必要に応じて関係市町村と協議すること。

4. 構築試験及び構築作業

4.1 パブリッククラウド、統合認証基盤、統合型校務支援システム

(1) 単体試験

パブリッククラウド、統合認証基盤、統合型校務支援システムは、クラウドによるシステム実装であり、事前に単体試験が行えないため、(2) で各々構築後 3.2 を実施する前に、試験計画書に基づき、各々でシステムの動作試験を行うこと。

(2) 構築作業

設計に基づき各々の構築を実施し、構築後(1)での記載のとおり、試験計画書に基づき、各々でシステムの動作試験を行い、3.2 を行った上で移行準備に取りかかること。事業者は協議会及び市町村と協議の上、構築手順書を作成し承認を得ること。

4.2 総合試験

試験計画書に基づき、3.1 構築後、各システムで提供する各種機能・サービスの通信・動作試験等の総合的な動作試験を行うこと。

4.3 その他

上記 4.1、4.2 の試験に係る日程や実施時間帯については、協議会及び市町村と協議の上、決定すること。

第4章 導入支援

1. データ移行・登録支援

- (1) 事業者は事前（設計段階）に教職員情報（ユーザ登録）や学籍情報等について市町村と協議の上、データ移行計画書を作成し、市町村の承認を得た上で、データの登録に関する支援を行うこと。
- (2) 市町村の既存システム及び Excel 等で管理されたデータについて、統合型校務支援システム「C4th」に登録可能な範囲で最大限データを移行できるよう支援を行うこと。
- (3) 学校情報登録、権限設定、必要な外字の設定、認証基盤のアカウント登録、その他運用に必要な初期設定を市町村ごとに行うこと。
- (4) データ移行後、統合型校務支援システム環境が正常動作していることを確認し、市町村に報告すること。
- (5) 統合型校務支援システム環境が運用開始後、不具合が生じた場合は即時対応し回復させること。
- (6) データ移行で学校現場の教職員に稼働が発生する場合、事前（設計前）に市町村と協議し、必要な移行マニュアルを作成し、市町村の承認を得るとともに、データ移行に係る研修等を行うものとする。また、必要に応じてオンラインによる支援等を実施すること。
- (7) 外字の利用方法について明示すること。
- (8) 事業者は青森県、市町村及び学校等が提供したデータを各システムに登録する支援を行うこと。

2. 研修

- (1) 統合型校務支援システム「C4th」の円滑な導入・稼働を実現するために、学校の管理者、システム管理者、教務担当者、保健管理担当者及び一般教職員を対象とした研修を実施すること。
- (2) 本システムの円滑な導入を実現するため、全ての対象校へシステムの操作に関する研修を実施すること。研修の形態は、複数の対象校をまとめた集合研修並びにオンライン研修での実施も可とする。
- (3) 研修会は、統合型校務支援システム「C4th」に詳しい指導員が行うこと。
- (4) 研修に必要な道具等は、事業者が準備すること。
- (5) 研修資料については、運用後もオンデマンド配信やオンラインマニュアル等で参照できるようにすること。また、内容に変更が生じた場合は、随時、更新及び修正を施すこと。
- (6) 研修内容を動画形式でまとめたものを提供すること。
- (7) 研修終了後、研修内容を市町村へ文書にて報告するとともに、研修資料を電子媒体（Word形式又は Excel 形式及び PDF 等）で市町村に提出すること。
- (8) 市町村が、標準的な研修方法等を超える操作研修等を希望する場合、その求めに応じて、別途市町村と契約を結ぶことにより対応すること。

※想定している研修対象、実施回数等は以下のとおりである。

研修内容	実施回数	実施単位
教育委員会・管理職向け研修	年1回×5年	一斉及びオンデマンド
教務担当者、システム管理者向け研修	年1回×5年	一斉及びオンデマンド
保健管理担当者向け研修	年1回×5年	一斉及びオンデマンド
教職員操作研修	年1回×5年	一斉または市町村
年度移行研修	年1回×5年	一斉及びオンデマンド

3. 操作マニュアル

- (1) 統合型校務支援システム利用者が、システム操作や業務内容を理解できる分かりやすいマニュアルを作成すること。利用者の立場を十分に考慮すること。
- (2) マニュアルの提供方法として、常に最新の電子マニュアルが参照できるよう、オンラインマニュアルでの提供の仕組みを用意すること。
- (3) 操作手順等を機能ごとに動画形式でまとめたものを提供すること。
- (4) システムの改修等によりシステムの使用とマニュアルに差異が生じた場合、マニュアルを更新して納品すること。

第5章 運用・保守

本仕様にに基づき、運用・保守に関する必要な業務を行うこと。

1. 運用保守

1.1 運用サービスの提供

- (1) 事業者は契約期間中、本事業に関するシステム等の問合せ及び障害管理等の窓口を一元化したヘルプデスクサービスを提供するものとし、電話又は電子メール等により市町村及び教職員からの問合せに対応すること。
- (2) 本事業に関するシステム等の利用方法や故障に関する電話での問合せは、平日日勤帯(9:00～17:00)にて受け付けること。
- (3) 電子メールやメールフォームの問合せは、24時間受付できること。
- (4) 統合型校務支援システム「C4th」等の操作に関する問合せは、メーカーサポートの範囲とし、標準的な利用方法から外れる場合は、市町村に報告、相談するものとする。
- (5) 年度末始の人事異動に伴うアカウントの登録、変更、削除に係る作業と支援を行うこと。
- (6) 統合認証基盤等におけるアカウントやセキュリティの運用管理(各種設定変更等)、パブリッククラウドの管理などの運用管理業務を行うこと。統合認証基盤等の設定変更を行う際には、市町村との協議の上でセキュリティ対策や情報漏洩対策を施した上で作業を進めること。
- (7) 月次で運用サービスの状況を市町村に報告すること。

1.2 保守サービスの提供

- (1) アプリケーション及びシステムサービス等の不具合を検知又は市町村及び教職員より報告を受けた場合、不具合の原因を調査し、メーカー等と連絡・協議を行い、速やかに問題解決及び不具合の復旧を実施すること。故障対応記録を市町村へ報告し、故障内容に応じて市町村承認の上、事後対策を実施すること。
- (2) 情報セキュリティインシデントを市町村及び教職員より報告を受けた場合、原因の調査を実施し、メーカー等と連絡・協議を行い、速やかに問題解決及び情報セキュリティインシデントを復旧させること。情報セキュリティインシデント対応記録を市町村へ報告し、情報セキュリティインシデントの内容に応じて市町村承認の上、事後対策を実施すること。
- (3) システムメンテナンスが必要な時は、可能な限り業務影響がない時間帯で実施すること。
- (4) 利用者情報の新規登録等の必要時に新規アカウント発行を行うこと。必要に応じて権限設定等を代行すること。
- (5) 保守サービス提供時は、県及び市町村等と連携した対応を行うこと。
- (6) 既存機器は保守対象外とするが、市町村からの相談があれば原因の一次切り分け等を行い、復旧・改善に向けた支援をすること。
- (7) 月次で保守サービスの状況を市町村に報告すること。

1.3 契約満了後の対応

- (1) 本契約期間満了及び契約解除に伴い、本システムから次期統合型校務支援システムにデータの引継が発生する場合は、指定する時期に本業務の提案者以外への引継を可能にするとともに、データ抽出等の移行に必要な作業は本業務の契約範囲内で追加コストが発生することなく実施すること。
- (2) 本システムから完全にデータを消去すること。処理を行った日時、担当者及び処理内容を

記録し、市町村へ報告すること。なお、消去する時期については市町村と協議の上実施すること。

2. 定例会等

- (1) 協議会が運営実施する月1回の定例会に参加し、運用保守に関する情報交換を行うこと。
- (2) 協議会から要請がある場合又は協議会と協議が必要な事案が発生した場合には、臨時の会議等を開催すること。

第6章 各市町村の現況について

1. 既存のネットワーク環境についての留意事項

鱒ヶ沢町においては、LTE 対応端末を活用する予定であるため、学校からのインターネット接続回線のほか、LTE 回線によるインターネット接続も考慮した設計とすること。

2. 各種サービス等

現在利用している各種サービス等は以下のとおりである。

	MEXCBT	Microsoft365	Google Workspace for Education	ロイノート・ スクール	ラインズ eライブラリ
弘前市	学校ごと	A3 ※8月導入	○	○	—
黒石市	実証用	—	○	—	—
十和田市	L-Gate	A3	—	○	—
鱒ヶ沢町	実証用	A3	—	—	○
中泊町	L-Gate	—	—	○	○
野辺地町	L-Gate	A1	△ (一部)	○	○
おいらせ町	L-Gate	—	○	○	—
横浜町	L-Gate	—	—	○	—
西目屋村	L-Gate	A1	—	—	—

3. 保健管理システム

現在利用している保健管理システムは以下のとおりである。

弘前市	えがお
黒石市	えがお
十和田市	えがお
鱒ヶ沢町	学校ごと (えがお、Excel、スクイズ)
中泊町	スクイズ
野辺地町	えがお
おいらせ町	えがお
横浜町	えがお
西目屋村	えがお

4. 保護者連絡ツール

現在利用している保護者連絡ツールは以下のとおりである。

弘前市	学校ごと
黒石市	Google フォーム
十和田市	学校ごと
鱒ヶ沢町	マチコミ
中泊町	eライブラリ
野辺地町	tetoru
おいらせ町	tetoru
横浜町	—
西目屋村	さくら連絡網

第7章 拡張性・発展性・将来性に関する提案

本事業の発展性・将来性を考えて、システムの拡張性・発展性について必要に応じて提案すること。